

処 分 基 準

平成30年7月1日作成

法 令 名 : 東京都水上安全条例
根 拠 条 項 : 第21条
処 分 の 概 要 : マリーナ事業者に対する指示
原権者(委任先) : 東京都公安委員会
法 令 の 定 め : 東京都水上安全条例 第20条(マリーナ事業者の遵守事項) 東京都水上安全条例施行規則 第9条(指示)
処 分 基 準 : 東京都水上安全条例に基づく指示の基準及び内容 1 指示の基準 マリーナ事業者が、条例第20条に規定する遵守事項の措置を講じていないと認められる場合は、マリーナ事業者の自主的な条例遵守を促すため、口答により指導又は警告をする。その後も、その指導内容が是正されていない場合は、当該違反を解消させるため、条例第21条に基づき、規則第9条に規定する別記様式第7号の指示書を交付し、その態様に応じ履行期限を設け是正をするよう指示するものとする。 (1) 指示は、マリーナ事業者に過大な負担を課さないこと。 (2) 指示の内容は、違反行為と関連性のあること。 (3) 複数の指示を行う場合は、一通の指示書に併記すること。 2 指示の内容 指導又は警告した後も改善が見られない場合は、マリーナ事業者に対して、条例第20条各号の該当する内容を遵守するよう指示するものとする。
問 合 せ 先 : 地域部地域総務課機動警ら係
備 考 :